

提言 137 「学習指導要領の成果と課題を考える～校長の取組を踏まえて～」

文部科学省は、令和 6 年 12 月 25 日、中央教育審議会諮問を 2 本公開した。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」と「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」である。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」(諮問)は、顕在化している課題として、「主体的に学びに向かうことができていない子供の存在」「学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば」「デジタル学習基盤の効果的な活用は緒についたばかり」の三項目を指摘した。

主な審議事項は、①質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方(目標・内容を一層構造化、目標・内容の記載に表形式等を活用、重要な理念「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」「学習の基盤となる資質・能力等」などの関係性の整理など)②多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方(子供が学びを自己調整し教材や方法を自己選択できる学習デザイン、柔軟な教育課程編成の促進の在り方、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方、多様な子供たちを包摂する教育課程の特例の在り方など)③各教科等やその目標・内容の在り方(情報活用能力の抜本的向上を図る方策、「総合的な学習の時間」「総合的な探究の時間」の改善、初等中等教育段階における文理横断、文理融合の観点からの改善、多くの教科・科目の改善が行われた高等学校教育について一層の定着など)④教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現の方策(過度な負担や負担感が生じにくい在り方、標準総授業時数の在り方など)の 4 項目である。

また、「多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を加速するための方策について」(諮問)は、課題を「子供たちの主体的な学びの支援・伴走への教師の役割の転換を目指し、教師に質の高い人材を十分に育成・確保することが必要」「現在のいわゆる『教師不足』は、大量退職とそれに伴う大量採用の時期が過ぎれば、自ずと解決する問題ではない」と指摘した。

主な検討事項は、①社会の変化や学習指導要領の改訂等も見据えた教職課程の在り方(教職課程・教員免許制度の在り方など)②教師の質を維持向上させるための採用・研修の在り方(教員採用選考第一次選考共同実施の検討、研修や学ぶ時間の確保、研修履歴の活用など)③多様な専門性や背景を有する社会人等が教職へ参入しやすくなるような制度の在り方(教員資格認定試験の在り方、社会人の教員免許の取得など)の 3 項目である。

平成 29 年に告示された(高等学校は平成 30 年)現行学習指導要領のポイント 4 項目は、①社会に開かれた教育課程、②育成を目指す資質・能力の再整理、③カリキュラム・マネジメント、④「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善だった。

また、教育内容の主な改善事項 7 項目は、「言語活動の充実」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」「職業に関する教科・科目の改善」だった。

各学校においては、校長のビジョン、マネジメント、アセスメントなどのリーダーシップにより、学習指導要領の趣旨の実現に組織的に取り組んできたところである。

現段階は丁度折り返し点であり、文科省においても次期学習指導要領の検討も始まっている。この機会に現行学習指導要領の趣旨の達成度について検証するとともに、検討が始まっている次期学習指導要領の課題も踏まえ、各学校における教育課程の改善に向けてどのような取り組みが考えられるのか、提言 138 から校種等の実態に沿いながら提言したい。

〈提言公表予定〉

○提言 138 「次期学習指導要領を視野に入れた小学校教育の改善に向けて(小学校)

○提言 139 「中学校社会科における『主体的・対話的で深い学び』を定着させるために」

- 提言 140** 「学びの質を高める学校経営—子供の未来を創造する学校—」
- 提言 141** 「『特別の教科 道徳』設置 7 年 授業の質的転換に向けて」
- 提言 142** 「学習指導要領実現に向けた校長としてのかかわりの在り方(高等学校)」